



# しぶや青色

平成29年 新春号 第549 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp>



## “ 新春対談 ”

三塚一彦 渋谷税務署署長

金井誠 渋谷青色申告会会長

(於：渋谷税務署署長室)



会長： 新年明けましておめでとうございます。昨年は青色申告会の活動にご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。今年もどうぞよろしくお祈りします。

署長： おめでとうございます。青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対して深いご理解とご協力をいただいております、この場をお借りして感謝申し上げます。

会長： 青色申告会の会員も含め、個人事業者の方は、いよいよ確定申告のシーズンが始まります。今年マイナンバー制度が導入されて最初の確定申告ですね。

署長： おっしゃるとおり、マイナンバーを記入していただくこととなる初めての個人の確定申告です。これまで税務書類へのマイナンバーの記載を含めた広報に努めてきましたが、これからはマイナンバーが記載された膨大な量の書類が提出されることから、提出された申告書や本人確認書類の安全管理について配慮するとともに、提出窓口や確定申告書作成会場についても適切な対応を徹底するよう指示をしているところです。

会長： 確定申告書作成会場は、今年もベルサール渋谷ファーストと伺っています。

署長： 税務署が行う確定申告書作成会場について、昨年同様ベルサール渋谷ファーストに設置し、目黒署、世田谷署、北沢署、玉川署との5署合同で運営します。青色申告会の皆様には、会場内の青色コーナーにつきまして、記帳・帳簿保存制度や青色申告制度の普及活動を行っていただいておりますが、渋谷会は5会の中心となって活動されていると伺っています。今年も昨年同様ご協力いただきますようお願いいたします。

会長： 青色コーナーは、私達にとっても、地域の多くの納税者に青色申告会を知っていただく絶好の機会です。渋谷会も他の4会と協力して、青色申告制度の普及に取り組んでいきます。

また、青色会館で行う会員の皆様に対する指導についても、東京税理士会渋谷支部と協力して、決算・申告相談を行います。マイナンバー制度にも適切に対応し、e-Taxを含むICTを利用した確定申告にも積極的に取り組んでまいります。

署長： e-Tax を利用した電子送信での申告は、マイナンバーの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ありませんので、まだe-Tax を利用されていない方はこれを機会にぜひご利用ください。

会長： ところで、署長はランニングがご趣味とお伺いしました。毎日走っておられるのですか。

署長： はい、今朝も走ってきました。昨年の7月に渋谷署に着任して以来、毎朝渋谷区内を走っていますので管内の状況は随分と理解できたように思います。新年は代々木公園で行われる「しぶやニュー駅伝」にも60名程の職員と一緒に参加する予定です。ランニングでリフレッシュして健康管理もしっかり行い確定申告に臨みたいと思います。

会長： 元気で確定申告を乗り切ってください。本日はありがとうございました。



## 新年の「あいさつ」

東京都渋谷都税事務所長 諏訪 公二

新年明けましておめでとうございます。一般社団法人渋谷青色申告会の皆様には、健やかに新春を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、金井会長をはじめ役員、会員の皆様方に東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、適正申告の推進や会報誌をはじめとした各種広報など、貴会の積極的な活動には重ねて感謝を申し上げます。

さて、景気の状態ですが「このところ一部に弱さもみられるが、緩やか



## 新年の「あいさつ」

渋谷区長 長谷部 健

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人渋谷青色申告会の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は金井会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様には、渋谷区政にご理解、ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

渋谷区では、昨年10月に区の未来像を「ちがいをちからに変える街。渋谷区」とする新たな基本構想を、区議会の議決を得て策定しました。

渋谷区を取り巻く様々な社会状況の変化とともに、人口減少や少子高齢化の急速な進展などに伴う新たな課題が生じています。そこで、20年後を展望し、新たな区の未来像を描くとともに、課題の解決に向けた今後の区

な回復基調が続いている。ただし海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされております。

東京都では現在、新しい知事のもと「都民ファースト」の都政を構築するために、情報公開や自律改革を進めております。オリンピック・パラリンピックの開催準備、働き方改革の実現、子育て環境の充実など、誰もが希望と活力を持って、安心して生活できる持続可能な「首都・東京」を創り上げることを目指しております。

渋谷都税事務所といたしましても、こうした都の施策に活用する都税収入の確保を第一に、納税者に対する親切できめの細かい対応や、電子申告・電子納税の推進など納税の利便性向上に引き続き取り組み、より一層適正・公平な税務行政の執行に努めてまいります。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人渋谷青色申告会の皆様にとって更なるご発展、ご繁栄の年となりますようお祈りいたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

政の基本的方向を20年ぶりに見直したものです。

渋谷はこれまで、さまざまな個性を受け入れてきた寛容性の高いまちであり、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生んできました。このようなまちに生まれ育った私は、長年にわたって育まれてきた伝統や文化とともに、ファッション・ストリート文化など日々新しい価値が生み出され、世界に発信される姿を直接目にし、肌で感じてきました。

今後もこれまで推進してきたダイバーシティとインクルージョンの考え方を浸透させ、区民の方々はもとより、国内外からの渋谷を愛する多様な人々が混じり合い、支え合うことにより、渋谷区が成熟した国際都市として成長し続けるための原動力とし、さらに渋谷区を発展させていきたいと考えています。

渋谷青色申告会の皆様方には、渋谷区政に対し引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

# 決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成27年)・一昨年(平成26年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署・青色申告会から送られた書類等	<input type="checkbox"/>
	平成28分決算書用紙	<input type="checkbox"/>
	平成28年分の所得税確定申告書用紙 平成28年消費税課税事業者の方は平成28年分の消費税確定申告書用紙	<input type="checkbox"/>
3	平成28年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等(売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合)専従者給与・給与を支給している方は平成28年分一人別徴収簿【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをUSBメモリ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、28年分確定申告に關しまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、29年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成28年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)。	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成28年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	生命保険契約等に基づく満期払戻金及び解約払戻金(一時金)等の受取りがある方は、保険会社・関係機関が発行する計算書(支払金額・既払込保険料(掛金)等が記載されています) 保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成28年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書 日本年金機構より送付されています。(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成28年中に支払った合計額(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険料控除証明書(新・旧生命保険、新・旧個人年金、介護医療保険)	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書 給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄附金控除の適用下限額が2,000円。特定寄附金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が必要となります。 28年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に青申会事務局へお尋ね下さい。(国税庁ホームページでもご確認いただけます。)	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成28年中の所得金額がわかるもの 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	初めて"e-Tax"で申告される方は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住民基本台帳カードの電子認証の有効期限は3年です。有効期限内の方は電子申告に使えます。マイナンバーカードを取得された方は、電子認証の暗証番号が必要となります。	<input type="checkbox"/>

※国民健康保険料等年間支払金額が不明の方は必ず事前に区役所へ問い合わせるなど準備の上お越し下さい。



# 平成28年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★ご予約は事務局へお早めにお電話（03-3463-7043）ください

★平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告及び納期限は3月15日（水）  
振替納税の方の口座振替日は4月20日（木） 申込手続きは簡単、お勧めします。

★平成28年分個人事業者の消費税等の確定申告の申告及び納税期限は3月31日（金）  
振替納税の方の口座振替日は4月25日（火） 申込手続きは簡単、お勧めします。

1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）・消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税及び復興特別所得税の決算申告が優先されます。  
消費税の申告に関しましては3月17日（金）以降31日（金）までになります。

## “e-Tax”で申告しよう！

★住民基本台帳カードをお持ちの方での“電子認証”の有効期限（3年）内であればマイナンバーカードを取得しなくてもそのまま利用できます。

★マイナンバーカードを利用して、電子申告も出来ます。

### 渋谷税務署からのお知らせ

消費税について、簡易課税制度のみなし仕入率が次のとおり改正されました。

- 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%⇒50%）
- 不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率50%⇒40%）

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90%（第一種）	90%（第一種）
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業 なお、製造小売業は第三種事業	80%（第二種）	80%（第二種）
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業	70%（第三種）	70%（第三種）
その他事業	飲食店業、その他の事業	60%（第四種）	60%（第四種）
	金融業及び保険業		50%（第五種）
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%（第五種）	50%（第五種）
	不動産業		40%（第六種）

この改正は、原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されるため、個人事業者については、原則として、平成28年分から適用されます。なお、経過措置により改正前のみなし仕入率が適用される場合もありますのでご確認ください。

※改正に伴う経過措置を含め、詳しくは国税庁ホームページの「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）（平成28年11月改訂）」をご覧ください。

！！事務局からのお願い！！

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意下さい）